

午前10時0分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、企画課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

企画課長。

○企画課長（平井孝一） 改めて、おはようございます。

昨日の岡崎議員の一般質問のふるさと納税に関しまして、答弁の際、中間事業者の名称を、「シフトプライス」と何度か申し上げましたが、正しくは、「シフトプラス」でございます。訂正をお願い申し上げます。

---

◎議第3号の説明・質疑

○議長（中村 敦） 日程により、報第3号 令和6年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） それでは、報第3号 令和6年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の1ページをお開きください。

1ページは議案のかがみでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書を2ページから3ページのとおり調製いたしましたので、御報告申し上げるものでございます。

繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項において、普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会において議会に報告しなければならないと規定されておりますので、今議会において報告させていただくものでございます。

それでは、2ページから3ページの令和6年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

繰越しをいたしました事業は記載のとおりで、いずれも年度内完了の見込みがつかず、令和6年12月定例会及び令和7年3月定例会におきまして、予算の議決、及び3月31日専決予算で御承認をいただいたものでございます。

1件目は、7款土木費、2項道路橋梁費、事業名は、橋梁維持事業、内容は、本郷橋大規模修繕工事で、翌年度繰越が3,010万円、繰越しの理由は、資材の入荷に不測の日数を要したことから、年度内執行が不可能となったため繰り越すもの、5月中に完成済みでございます。

2件目は、同じく7款土木費、3項河川費、事業名は、排水路維持事業、内容は、横川地区馬ツ田排水路改良工事で、翌年度繰越額は910万円、繰越しの理由は、土地所有者との調整に不測の日数を要したことから、年度内執行が不可能となったため繰り越すもの、5月中に完成済みでございます。

3件目は、7款土木費、5項都市計画費、事業名は、伊豆縦貫道建設促進事業、内容は、箕作広場実施設計業務で、翌年度繰越額は2,450万円、繰越しの理由は、実施設計に係る関係機関との調整に不測の日数を要したため、年度内執行が不可能となり繰り越すもの、完成予定日は令和7年8月末でございます。

4件目は、7款土木費、5項都市計画費、事業名は、伊豆縦貫道建設促進事業、内容は箕作広場土地購入費で、翌年度繰越額は700万円、繰越しの理由は、地権者との用地買収の交渉に不測の日数を要したことから、年度内執行が不可能となったため繰り越すもの、完成予定日は令和7年9月末でございます。

5件目は、7款土木費、7項住宅費、事業名は、耐震改修支援事業、内容は、木造住宅耐震改修事業費補助金で、金額は660万円、繰越しの理由は、3月補正にて予算計上したもので、3月中に交付決定済みではあるものの、年度内執行が不可能なため繰り越すもの、完成予定日は令和7年9月末でございます。

6件目は、8款消防費、1項消防費、事業名は、消防施設等整備事業、内容は、消防団車両購入費で、金額は1,273万円、繰越しの理由は、ベース車両の入荷に不測の日数を要したことから、年度内執行が不可能となったため繰り越すもの、完成予定日は令和7年7月末でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第3号 令和6年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

報第3号 令和6年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、法第3号 令和6年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

---

### ◎諮第1号～諮第3号の説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により諮第1号、諮第2号及び諮第3号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、以上3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（高野茂章） それでは、議案件名簿の4ページの諮第1号から、6ページの諮第3号までの人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、一括して御説明を申し上げます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第1項の規定により、法務大臣が委嘱することになっており、また、同条第3項に、市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定されております。

本市では、現在5名の方が人権擁護委員に委嘱されており、大川咲子委員、原和秀委員、谷田部泰子委員の3名が、令和7年9月30日をもちまして任期満了を迎えるため、候補者の再任、または、後任の推薦につき議会の意見を伺うものでございます。

それでは、諮第1号から諮第3号まで、順次御説明申し上げます。

議案件名簿の4ページをお願いいたします。

諮第1号でございます。

人権擁護委員に推薦したい方でございますが、下田市大賀茂にお住まいの大川咲子さんで、年齢は72歳でございます。

大川さんは、小学校の教諭として長年勤められ、平成25年3月、下田市立浜崎小学校教頭を最後に退職されました。退職後、平成31年4月から令和5年3月まで、下田市立図書館協

議会委員を務められ、平成29年4月から、生活支援介護予防協議会委員となられ、現在に至っております。令和4年10月から人権擁護委員となられ、現在1期目となり、現在に至っております。

続きまして、議案件名簿の5ページをお開きください。

諮第2号でございます。

人権擁護委員に推薦したい方でございますが、下田市白浜にお住まいの原和秀さんで、年齢は64歳でございます。

原さんは、小中学校の教諭として長年勤められ、令和3年3月、下田市立下田小学校長を最後に退職されました。退職後、令和3年4月から令和7年3月まで、賀茂地区教育研究会専務理事を、令和3年6月から令和4年5月まで、静岡教育出版社顧問を歴任され、令和3年7月から保護司、令和4年6月から静岡教育出版社監査役、令和4年10月から人権擁護委員となられ、現在、1期目となっております。

続きまして、議案件名簿の6ページをお開きください。

諮第3号でございます。

人権擁護委員に推薦したい方でございますが、下田市河内にお住まいの磯崎真紀子さんで、年齢は62歳でございます。

磯崎さんは、小学校の教諭として長年勤められ、令和5年3月、河津町立南小学校長を最後に退職され、現在に至っております。

いずれの方も人権擁護委員として適任の方でありますので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

まず、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

次に、諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

次に、諮第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、諮第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議第45号の説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により議第45号 監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法117条の規定により、江田邦明議員の退席を求めます。

〔13番 江田邦明議員退席〕

○議長（中村 敦） 当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（高野茂章） それでは、議第45号 監査委員の選任について、御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の7ページをお願いいたします。

初めに、本議案提出根拠でございますが、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

地方自治法第196条第1項の規定は、監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任する。ただし、条例で、議員のうちから監査委員を選任しないことができるというものでございます。

本市におきましては、引き続き、議員のうちから選任させていただくものでございます。

次に、提案理由でございますが、議員のうちから選任された監査委員が令和7年5月31日をもって退職したため、新たに議員のうちから監査委員を選任するためでございます。

選任したい方でございますが、下田市柿崎にお住まいの江田邦明さんで、年齢は53歳でございます。

主な公職歴でございますが、平成31年4月に、下田市議会議員に初当選以来、現在2期目でございます。この間、令和元年5月から令和3年5月まで、産業厚生委員会副委員長、令和3年5月から令和5年4月まで、産業厚生委員会委員長、令和4年9月、決算審査特別委員会副委員長、令和5年5月から令和7年5月まで、下田市議会副議長を歴任されており、監査委員として適任者でありますので、ぜひとも御同意をいただきますよう、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第45号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、江田邦明議員の入場をお願いいたします。

〔13番 江田邦明議員復席〕

---

#### ◎議第46号の説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により議第46号 令和7年度教育用端末購入契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 議第46号 令和7年度教育用端末購入契約の締結について、御説明させていただきます。

議案件名簿の8ページをお開きください。

議案のかがみでございまして、教育用端末購入の契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございしますが、教育用端末の購入を行うためでございます。

契約の目的は、小中学校教育用端末の購入。本件の教育用タブレット端末の購入につきましては、国が掲げるGIGAスクール構想に基づき、児童生徒1人1台、学習用端末の環境整備に伴い、買い替えによる更新を行うものとして、本年3月定例市議会におきまして、小中学校合わせて7,590万円の当初予算の議決をいただき、整備を実施するものでございます。予定価格が2,000万円以上であることから、議会の議決を求める契約案件に該当するものでございます。

契約の方法は、静岡県GIGAスクール構想推進協議会による共同調達入札の落札事業者との随意契約でございます。令和7年4月4日に、共同調達に係る一般競争入札に2社が参加し、落札事業者が決定したものでございます。

落札金額は、他市も含め、税抜き5億6,841万9,875円で、附属品も含めた1台当たりの価格は税抜き4万7,875円となり、下田市の契約金額は、5,950万8,625円となるものでございます。

契約の相手方につきましては、静岡県静岡市葵区黒金町11番地の7、大樹生命静岡駅前ビル8階、株式会社フューチャーイン静岡支社、支社長、佐々山祥平さんとなるものでございます。

お手数ですが、議案説明資料の1ページをお開きください。

小中学校教育用端末の購入に伴う概要でございます。

タブレット端末本体は、アップル社の11インチiPad第11世代、こちらにタブレットを装着してノートパソコンのように使用できるキーボード一体型ケース、タッチペン、各端末のセキュリティーやアプリケーションインストールなどを一元管理するための管理用ソフトウェアMDMをセットとして、1,130台を購入するもので、納入場所は、下田市が契約するキッティング事業者、こちら、端末の設定業務の請負事業者となります。そちらの指定場所、納入期限は、令和7年10月31日でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、議第46号 令和7年度教育用端末購入契約の締結についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） すみません。よく、詳しくないものですから、教えていただきたいと思いますが、この下田市が契約するキッティング事業者の指定場所というのはどこなのかと。

それから、キッティング事業者というのは、そういう意味では、市内にどういう業者が何種類ぐらいいらっしゃるのかという点をお尋ねをしたいと思っております。

それで、恐らくGIGAスクールの構想で、推進協議会ということで、一括購入ということでございますが、そういう意味で、やはり地元の経済を考えますと、この団体と地元の業者との関係はどのような関係にあるのかというようなことがちょっと気になるものですから。

地元の業者はこういう端末等々は全く取り扱っていないのかを含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） ありがとうございます。

キッティングのほうは設定業務と、パソコンにOSだとか、要は、使えるようにするための設定の業務を、この後、補正予算のほうに計上させていただいておりまして、そちらのほうを、この後、予算を可決していただければ、入札にして、指定業者のほうは決定していくと。そうすると、この物自体は用意をする業者さんが決まりまして、この業者さんのほうが、この後、市で入札するキッティング事業者、その請負業者のほうの納入の指定場所のほうに納品をして、そこでそちらの業者さんが設定をしてくれて、一応、今年度末、来年の3月までに納めていただいて、令和8年度から子供たちが使えるようにするという形の流れになります。

今回の端末のほうに関しては、やはり共同調達で、下田市だけですと1,130台、今回、一緒にやるので、その10倍以上の台数で、一括で今回共同調達の入札になったので、やはり価格的には大分、その影響もあって落ちているのかなということで、非常に有利な価格でいくんじゃないかと。

そういう中で、共同の仕様書なものですから、そのキッティングのほうは、ある程度保守にも絡みますので、できるだけ地元の業者さんにもという思いもあって、共同の仕様から、お互いに参加していたほかの市さんと今回の共同入札からは外して、そちらは各、それぞれの市で設定のほうの業者さんは選んでいきたいと思いますという共同仕様書が、このiPad部会のほうでは決まりまして、今回できるだけ、自分としても地元のほうにこの後、入札をする、設定業務のほうはできるだけ落としてもらいたいなという思いはあります。

そちらに何社入札するかというところは、ちょっとまだ未定なんですけど、対象としては、何社か市内にもありますので、そちらの業者さんが参加していただいて、落としていただけるといいのかなという思いで、この後、補正予算のほうを計上させていただきます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

4番 土屋仁議員。

○4番（土屋 仁） すみません、ちょっとお伺いしますけれども。

国の基準が5万5,000円で、当初予算6万円ほど、1台あたり見込んでいたというような

説明があったような気がしますけれども、今回、1台当たりが4万8,000円弱、税抜きということなんですが、国の定める基準以上のスペックになっているのか。

当初の仕様書ですと、そういうような状況だったと思いますけれども、そういう理解でよろしいのか、お伺いします。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） スペックのほうは大丈夫です。

自分たちとしても、やっぱり5万5,000円というのが、やっぱりそれを超えての価格、そこは単費になるものですから、非常に危惧していて、やはりちょっと、そこが出ないようにというので今回、そこに収まったというのはいいんですが。

ただ、この後、補正予算で見ていただく、そのキッティングの分、設定業務のほうも、この5万5,000円に含められるという形になりますので、そこがどのぐらい抑えられるか。希望としては、そこも含めて5万5,000円になるのが、ある意味、上限までというような考え方になりますので。ただちょっと、そのほうも予算は少しオーバーした中で今回、予算要求はさせていただいているんですが、入札でかなり落ちればいいなというふうに思っています。

スペック自体は、iPadの第10世代以上ということの中で、この11世代ということでの物が入りましたので、非常に、一番最新の物が入っているという状況になっています。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議ないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第46号 令和7年度教育用端末購入契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議第47号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により議第47号 下田市職員の育児休業等に関する条例及び下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） それでは、議第47号 下田市職員の育児休業等に関する条例及び下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

議案件名簿は9ページをお開きください。

議第47号 下田市職員の育児休業等に関する条例及び下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、次の10ページから12ページのとおり制定するものでございます。

内容につきましては、後ほど議案説明資料にて御説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、国家公務員の仕事と生活の両立支援の拡充に係る措置を踏まえ、所要の改正を行うためでございます。

それでは、条例改正の内容について、御説明を申し上げます。

議案説明資料の2ページをお開きください。

まず、今回の改正の経緯でございますが、1、改正の経緯を御覧ください。

令和6年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、国家公務員に係る仕事と生活の両立支援の拡充の10月施行分の事項といたしまして、1、育児時間の取得パターンの多様化等、2、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の二つの措置が示されております。

続いて、2、改正の内容でございますが、1、育児時間の多様化に係る関係規定の整備として、アは、勤務時間の初め、または終わりに、1日につき2時間を超えない範囲で取得可能であった従来の部分休業を第1号部分休業とし、その勤務時間の初め、または終わりに限るとしていた取扱いの廃止を規定しています。

次に、イは、1日当たりの上限がなく取得できる新たな部分休業のパターンを追加し、これを第2号部分休業と規定しています。

また、ウ、エでは、この第2号部分休業の請求に係るルールや部分休業の取消し事由の規定の整備をしています。

次に、(2)子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、ア、職員本人または配偶者が妊娠、出産した旨の申出があった場合における仕事と育児の両立支援制度等の周知、意向確認、イ、3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る仕事と育児の両立支援制度等の周知、意向確認、ウ、子の心身の状況や家庭の状況に起因して発生、または発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の指標となる事情の改善に資する事項に係る意向確認及び確認事項への配慮の3点について、新たに規定しているものでございます。

3ページをお開きください。

説明資料の2、新旧対照表でございまして、下線箇所が今回改正するところとなります。

主な改正箇所について、御説明を申し上げます。

第1条は、下田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございまして、第16条第2号の改正は、次の第17条の改正における部分休業を取得する時間帯に関して、勤務時間の初め、または終わりに限るという取扱いの廃止に伴う改正でございます。

第17条第1項の改正は、改正後の部分休業を第1号部分休業と規定するもの、第2項及び第3項の改正は、条文の整理、4ページをお願いします。第17条の2から5ページの第17条の5までの4条につきましては、新たに制度化された第2号部分休業について、承認時間を原則1時間単位、期間とその上限を年度ごと10日間とし、請求内容を変更できる事情についての規定を新たに設けたものでございます。

第18条は、参照条文の改め、第19条は、部分休業の承認の取消し事由を追加で規定するものでございます。

第2条、下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございまして、第8条の2、6ページにつきましては、第8条の2は、参照条文の改め、次の7ページ、第15条の3

の改正は、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置に関する規定の新設で、妊娠、出産の申出のあった職員、あるいは3歳に満たない子を養育する職員に対し、それぞれ仕事との両立支援のための情報提供、個別の意向確認、意向への配慮等の措置を講ずることを規定するものでございます。

8ページをお願いします。

第15条の4、第15条の5につきましては、第15条の3の新設によります条ずれの修正でございます。

議案件名簿の12ページにお戻りください。

最後に附則でございますが、第1項は、施行期日を定めておりまして、この条例は、令和7年10月1日から施行とし、ただし、附則第3項の規定につきましては、令和7年7月1日から施行するというものでございます。

第2項は、この条例の施行の日以後から令和8年3月31日までの期間における部分休業の承認を請求する場合における第1条の規定による改正後の下田市職員の育児休業等に関する条例第17条の4の規定の適用についての経過措置を定めたものでございます。

第3項は、施行日前におきまして、第2条の規定による改正後の下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第2項に規定する措置を講ずることができることを経過措置として定めたものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第47号 下田市職員の育児休業等に関する条例及び下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） お尋ねします。

下田市の中の現況といいますか、これ、主に女性の方のほうが多いかなとは思いますが、これを導入したことによって、職員の方の育児休暇が取りやすくなるのか、あるいは、なかなかお休みが取りにくいという現状なのか、あるいは今現在も割と皆さん、これを利用される、育児休業を利用できているのか。

そして、これを改正するというので、さらに、この働きやすさが環境として整うという

か、法令では整うけれども、現実的にどうなのかという辺りのところの御説明をいただけないかと思います。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） 今回の改正は、国家公務員に準じての改正ということになりますけれども、今回のその部分休業の改正というのが、従来は、勤務時間の始めと終わりに、最大2時間程度まで取得することができるという形の一つのパターンしかなかったわけですがけれども、今回の改正で、これに加えて、勤務時間中の好きなというか、都合のいい時間帯に取れるような、もう一つの部分、第2号部分休業というのを新たに設置したというものでございます。

最初から、当初からあったものについては、例えば、保育園に送ってから通勤するとか、あるいは、帰りに保育園によって子供を引き取って帰るとか、そういったものに、主に対応していたわけですがけれども、今回の部分休業では、その勤務時間の途中で、例えば、お昼休みであるとか、突然、子供が風邪で病気になったとか、そういったところにも対応できるような形での部分休業ということで定められました。

今回のその国の改正については、そういった子供の育児をする上で取得しやすいパターンを増やしたと。取得しやすいようにしたというふうなことで環境を整えたということでございます。今現在、その部分休業を取っている職員は下田市にもおりますので、そういった意味では、今後、選択肢が増えて、より取得しやすいような形になっていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） こうした条例の改正に伴って、やはり、SNSとかを見ると、下田市の例じゃないですよ、下田市の例じゃないですけども、その職場環境として、なかなかこういった休業が取りにくいというところもあるようです。

ですから、そうしたソフトの面といいますかね、これはハードが整ったというところで、ソフトの面で、皆さんでやはり支え合うような職場環境をつくっていくということが、前提として、すごく大事じゃないかなという気がします。

今の課長の答弁ですと、今、既にもうお取りになられた方がいらっしゃってというようなことなので、やはり権利はしっかりと皆さんに守ってあげるというようなところで、特に、赤ちゃんが小さいときは病気になったりというようなことも多いので、やはり皆さんでサポ

ートできるような体制を全課挙げて構築していただけるように、要望で終わりたいと思います。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 育児の、働く人たちのこの権利が取りやすくなるということは大変いいことだと思いますが、それなら、令和7年10月1日から、体制としてはどういう体制を取るのかと。全く体制を取らずに、そのまま施行するということになるのかと。そういう休暇を取る人のための穴埋めをしてくれるような職員を余分に雇っておくという仕組みになるのか、どういうことになるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） 育児休業は、もともと、それをもってその職員を代替するというふうなことは想定しておりませんで、育児休業であれば臨時職員でやっていますけど、部分休業については、お互いに、現行の職員の中でカバーし合うような形に主になるのかなど。時間的にも短い休みになりますので、そういった形になるかと思えます。

今回の改正で取りやすくなっているもので、そういった部分を子育て中の職員には、これは、皆さんに十分に取得していただいて、その分の仕事については、残った職員の中でカバーをしながら。

あと、今回の経過措置の中で、一部につきましては、もう10月1日の施行を待たずに申出等を受けるような形を準備していくような形で予定しております。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 課内の課長の管理者の配慮に任せるという、こういう答弁かと思いますが、ぜひとも、その点も、単なる課長の配慮に任せるのではなくて、システムとして、人員を増やすなり、体制を取るなり、検討をお願いして終わりたいと思います。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第47号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（中村 敦） 次は、日程により議第48号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第1号）、議第49号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） それでは、議第48号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

別紙、ピンク色の補正予算書及び補正予算書の概要を御用意ください。

6月補正予算につきましては、当初予算で想定されなかった事項で緊急に対応しなければならないもの、国県補助等が採択されたもの及び令和6年度ふるさと応援寄附金で、令和6年度中に基金積立てができなかったもの等を中心に補正予算を編成しました。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和7年度下田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,311万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億311万4,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算、歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというもので、予算書の2ページから5ページに記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるというもので、補正予算書の6ページをお開きください。

地方債の変更は3件でございます。

1件目、起債の目的、防災車両整備事業につきましては、国庫補助の新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）の採択を受けたことに伴い、緊急防災・減災事業債として借入れ予定であった500万円を削除し、全額過疎債へ振り替えるもの。

2件目、起債の目的、消防団車両整備事業につきましては、県補助金の減額交付決定に伴い、限度額220万円を限度額450万円に増額するもの。

3件目、起債の目的、過疎対策事業につきましては、限度額3億2,030万円を3億280万円に増額するもので、前段で説明させていただきました緊急防災・減災事業債からの振り替え

のほか、武ガ浜浄化場改修に係る補助事業によるものでございます。

いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げますので、お手数ですが、別冊の補正予算の概要、2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。

企画課関係、14款2項1目2節国庫、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7,234万9,000円の増額は、物価高騰対応重点支援給付金事業を実施するため交付されるもの、15款2項1目5節県費、ふじのくにフロンティア地域循環共生圏形成事業補助金450万6,000円の減額は交付決定によるもの、18款2項1目4節ふるさと応援基金繰入金100万円の減額は、財源組替えによるもの、20款5項3目19節雑入100万円の追加は、自治総合センターコミュニティ助成金で、対象は、立野区の公会堂エアコン設置工事でございます。

財務課関係、19款1項1目1節繰越金1億1,000万円の増額は、今回の補正財源とするものでございます。21款1項1目2節防災対策債500万円の減額から同4目1節消防債230万円の増額、同5目1節過疎対策事業債770万円の増額までの地方債の増減額は、先ほど予算書6ページにて御説明申し上げました変更3件に係るものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

防災安全課関係、14款2項1目17節国庫、新しい地方経済・生活環境創生交付金983万3,000円の追加は、トイレカー購入等、防災資機材の整備に対し補助採択を受けたもの、15款2項1目4節県費、地震津波対策等減災交付金731万円の減額は、防災資機材の整備に係る国庫補助の採択に伴う減額のほか、災害時協力井戸標識作製及び消防指令車購入に対するもの。

市民保健課関係、14款2項1目1節国庫、社会保障・税番号制度整備事業費補助金111万6,000円の増額は、戸籍振り仮名記載事務に対するもの、同3目1節国庫、保健衛生費補助金58万7,000円の追加は、健康管理システム改修に対するものでございます。

福祉事務所関係、14款2項2目3節国庫、生活保護費補助金79万2,000円の増額は、生活保護に係るシステム改修に対するもの。

産業振興課関係、16款1項1目2節市有財産貸付収入50万4,000円の減額は、ワーケーション拠点施設の賃貸借契約解除に伴うものでございます。

観光交流課関係、17款1項4目1節観光費寄附金5万円の増額は、観光振興に対する寄附金を受け入れるもの。

6 ページ、7 ページをお開きください。

学校教育課関係、15款2項7目1節県費、小学校費補助金95万5,000円の減額及び同2節県費、中学校費補助金62万2,000円の減額は、G I G Aスクール端末の購入に対するもの、18款2項1目15節学校施設整備基金繰入金500万円の減額は、充当先事業費の減額によるもの。

生涯学習課関係、15款2項7目3節県費、社会教育費補助金105万円の追加は、サーフシティ構想推進事業及びスポーツコミッション事業に対する県のスポーツまちづくり事業費補助金が採択されたもの、20款5項3目19節雑入123万4,000円の追加は、下田河津間駅伝競走大会及び黒船アクアスロンに対するスポーツ振興くじ助成金を受け入れるものでございます。次に歳出でございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

企画課関係、2款1項8目0240地域振興事業117万6,000円の増額のうち、自治総合コミュニティ助成金補助金は、立野区公会堂エアコン設置工事に対するもの、地区集会所建設費補助金は、宇土金区、北湯ヶ野区に対する補助、同0248政策推進事業30万円の追加は、大学連携に係る車借り上げ料、同21目0405ふるさと応援基金5,794万9,000円の増額は、令和6年度分のふるさと応援寄附を積み立てるものでございます。

財務課関係、12款1項1目予備費322万9,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

防災安全課関係、2款8項1目0860防災対策総務事務67万5,000円の増額は、災害時協力井戸への掲示標識に係る消耗品及び県防災行政無線運営協議会負担金、同2目0895防災基金210万3,000円の増額は、令和6年度のふるさと応援寄附を積み立てるもの、8款1項3目5860消防施設等整備事業65万円の増額は、詰所の修繕料でございます。

市民保健課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務551万7,000円の追加は、コンビニ交付標準化に係るシステム改修費及び旅券窓口用端末を更新するもの、同0501戸籍振り仮名記載事務111万6,000円の追加は、戸籍振り仮名記載事務に係る会計年度任用職員人件費、3款2項5目1420介護保険施設等対策事業100万円の増額及び4款1項1目2000保健衛生総務事務100万円の減額は、介護施設、医療社会福祉施設等に対する物価高騰対策支援金の組替えによるもの、同2目2020予防接種事業1,217万3,000円の増額のうち、A類疾病の定期接種は、子宮頸がんワクチンキャッチアップ分の接種期間延長によるもの、B類疾病の定期接種は、新型コロナウイルスワクチン接種費用で、高齢者等を対象に、自己負担7,000円、市費負担9,000円で接種を行うもの、同3目2040母子保健相談指導事業10万円の増額は、遠方

分娩支援に係る消耗品、同 4 目2150健康増進事業88万2,000円の追加は、健康管理システム改修費。

福祉事務所関係、3 款 1 項 1 目1022物価高騰対応重点支援給付金事業調整給付費7,234万9,000円の追加は、昨年度実施された定額減税について、令和 6 年度分の所得税額等の確定に伴い、本来給付されるべき額に不足が生じている個人に対し給付を行うもの、同 5 目1120障害福祉サービス事業52万4,000円の追加は、システム標準化対応パソコンの購入費、同 6 目1150ほのぼの福祉基金255万2,000円の増額は、令和 6 年度分のふるさと応援寄附を積み立てるもの。

10ページ、11ページをお開きください。

同 2 項 1 目1202在宅老人援護事業30万円の増額は、養護老人ホームショートステイの利用増によるもの、同10目1730子育て支援基金980万8,000円の増額は、令和 6 年度分のふるさと応援寄附を積み立てるもの、同 4 項 1 目1752生活保護適正実施推進事業163万3,000円の増額は、旅費及び生活保護システム改修経費。

産業振興課関係、2 款 1 項10目0246移住交流居住推進事業50万円の追加は、地域おこし協力隊が定住を目的に行う空き家改修の一部を補助するもの、同 2 項 5 目3550みどりの基金245万7,000円の増額は、令和 6 年度分のふるさと応援寄附を積み立てるもの、同 4 項 1 目3700水産振興事業288万8,000円の増額は、磯焼け対策に係る講演会等開催経費のほか、漁協の武ガ浜浄化場の修繕に対する補助金、同 2 目3750漁港管理事業270万円の増額は、白浜板見漁港の浚渫工事、6 款 1 項 2 目4052企業誘致推進事業13万3,000円の減額は、ワーケーションポータルサイト利用料。

観光交流課関係、6 款 2 項 5 目4385世界一の海づくり基金618万8,000円の増額は、令和 6 年度のふるさと応援寄附を積み立てるもの。

建設課関係、7 款 5 項 6 目5465景観まちづくり基金431万4,000円の増額は、令和 6 年度分のふるさと応援寄附を積み立てるものがございます。

学校教育課関係、9 款 1 項 5 目6040教育振興基金232万4,000円の増額及び同 6 目6045奨学振興基金64万8,000円の増額は、令和 6 年度分のふるさと応援寄附を積み立てるもの、同 2 項 2 目6090小学校教育振興事業399万7,000円の減額及び同 3 項 2 目6190中学校教育振興事業257万2,000円の減額は、G I G A スクール端末購入費の減及び端末設定業務委託の追加。

生涯学習課関係、9 款 5 項 1 目6701スポーツ推進事業121万9,000円の増額のうち、下田河津駅伝競走大会実行委員会負担金スポーツ振興くじ分は、歳入の交付決定を受けたスポーツ

振興くじ助成金のうち、河津町・・・分として交付される分を負担金により繰り出すもの、下田市スポーツコミッション補助金は、J P S A日本プロサーフィン連盟のプロリーグ、Sリーグのツアーが10月に下田市で開催されることに伴い、交流事業、地域イベント等を開催するためのものがございます。

先ほどの、すみません、私の説明の中で、地方債の補正の中で、過疎対策事業債の金額を3億280万円と説明してしまいましたが、正確には3億2,800万円でございます。訂正をさせていただきます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第48号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） それでは、引き続きまして、議第49号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）の御説明を申し上げます。

お手元に下田市公営企業会計補正予算書の御用意をお願いいたします。

議第49号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）の内容でございますが、下田配水池用地購入に係る補正予算の編成を行ったものです。

下田市公営企業会計補正予算書の1ページ目をお開きください。

まず、第1条でございますが、令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、資本的収入及び支出で、令和7年度下田市水道事業会計予算、第4条を本文括弧書き中、不足する額2億7,573万5,000円を不足する額2億8,673万5,000円に、減債積立金465万1,000円を減債積立金1,565万1,000円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

資本的支出1,100万円を増額し、6億717万1,000円とするもので、第1項建設改良費を1,100万円を増額し、4億6,046万1,000円にするものでございます。

4ページ目、5ページ目をお開きください。

資本的支出でございます。

第1款資本的支出、補正額は1,100万円で、1款の支出は1,100万円を増額するもので、内容は、1項固定資産購入費1,100万円で、下田配水池用地の購入費でございます。

6ページ目から8ページ目をお開きください。

令和7年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第1号の予定額を増減した予定貸借対照表で、6ページ末尾に記載してございます資産合計は73億5,944万円となるもので、8ページ末尾に記載してございます負債資本合計は73億5,944万円となり、資産合計と負債資本合計は一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

9ページ目をお開きください。

令和7年度下田市水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュフローが2億3,670万9,000円、投資活動によるキャッシュフローがマイナス4億2,525万1,000円、財務活動によるキャッシュフローが1億7,071万6,000円となり、資金減少額がマイナス1,782万6,000円となるものでございます。令和7年度資金期首残高が3億8,784万3,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が3億7,001万7,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第49号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

ここで休憩します。11時10分まで休憩します。

午前11時01分休憩

午前11時11分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

上下水道課長より発言を求められておりますので、許可します。

○上下水道課長（土屋 剛） 大変貴重なお時間をいただき、申し訳ありません。

先ほど水道事業会計の補正予算の説明の中で、4ページの資本的支出の款のところを建設改良費というふうに言い間違いをしてしまいました。正しくは、資本的支出ということです。訂正をさせていただきます。大変申し訳ありませんでした。

○議長（中村 敦） これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第48号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 何点か質問させていただきます。

一般会計補正予算説明書の13ページ、民生費国庫補助金の生活困窮者就労準備支援金事業

等というところで、生活困窮者の方々の就労支援というのは一体どんなもので、利用者数、どのぐらいいらっしゃるのか、お聞かせください。

それから、15ページ、21款になるのかな。過疎対策事業債。これが、今年度は3億6,300万円に決まったとあるんですが、これ、過疎対策事業債というのがどのように算定されて決まるのか。そして、この過疎対策事業債が、内訳としてどういうふうに使われることになるのか。その使われる選択の仕方とか、そういったところも少しお聞かせいただけないでしょうか。

過疎対策事業債というのは、こういった過疎地域にとって非常に有利な地方債でございますので、いろんな形での汎用が今後も続いていくことかと思うんですが、それが一体どういうふうにして決められているのかというのが、今までちょっとよく、まだ分からないものですから、お教えいただければと思います。

17ページの0246地域おこし協力隊空き家改修事業補助金、これの内容を教えてください。

それから、23ページ、先ほど説明がありました教育振興事業6090、6190の教育振興事業のほうですけれども、ここに示されているのが業務委託ということで、先ほどのキッティングのいわゆる入札額ということで示されているのかと思いますが、補正予算の概要の6ページのほうを御覧いただけないでしょうか。

この中で、補助金ということで、これが県費小学校費補助金というところで、通信事業ということで補助金がこれ、出てるわけですけれども、今回の端末購入、あるいはキッティングの費用、そういった総額、あるいは個別なのかもしれませんけれども、補助率といえますか、どのぐらいのお金が補助で賄われているのかということをお教えいただけないでしょうか。

以上です。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（加藤晶子） 私からは、13ページの生活保護費補助金の生活困窮者就労準備支援金事業費等の補助金について、その対象が、どういうものかということに対してお答えいたします。

こちらは、主に生活保護を受けられている方の世帯に対して、その生活保護費のシステム改修費を委託するところに対しまして補助金を国から受けるものでございます。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） それでは、教育用端末の関係ですが、端末に関しては、1台上

限が5万5,000円という形で、実際には、令和7年5月1日現在の児童生徒、これは調査になるんですが、その子供たちの人数ですね、それに15%までを上限として、端末を購入できるというような形になります。それで、1,130台を下田市としてはやりました。そちらが上限になりまして、その全体の3分の2以内が補助という形になります。

今回の補助金の減額に関しましては、僻地加算というのがありまして、こちらが過疎で僻地につくというふうに認識していたんですが、実際には細かく分類されていて、1級から5級に該当しないとその学校ごとで僻地加算がつかないというところの連絡がありまして、準僻地という学校もあるんですが、基本的には、その1級から5級に該当しないので、下田市の場合は僻地加算はつきませんということになったものですから、その分を今回、減額、細かいところでは、当初見ていたのは1,150台だったものですから、ちょっと台数が減ってというところで今回、減額を上げさせていただきました。そういう形になります。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志） 私のほうからは、0246移住交流促進事業につきましての地域おこし協力隊空き家改修事業補助金について、答弁させていただきます。

こちらにつきましては、この事業のほうで、地域おこし協力隊、移住に関する地域おこし協力隊1名いるんですけれども、こちらが9月30日をもって任期が満了いたします。無事、この満了後、移住していただく形になりましたので、その移住に係る居住地、空き家の改修を行う際に改修費の一部を補助するものでございます。

補助率が2分の1、上限額50万円という形になってございまして、特別交付税措置が半分、2分の1あるという形でございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） 過疎対策事業債の関係でございます。

過疎対策事業債につきましては、過疎計画に掲載がある事項について充てることができるというもので、今年度につきましては、総合福祉会館の改修事業であったり、市営じん芥処理場改修事業、それから、田牛漁港の海岸保全施設の整備事業、外ヶ岡交流館の改修事業、また、何本かの橋梁の改修事業や敷根公園のテニスコート改修事業、それから、伊豆縦貫道の促進事業、こういったものに充てているというような状況でございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 今の過疎債の使い方ですけれども、これは、前もって目的が、ある程度、定められていると思うんですけれども、それを市役所のほうで、皆さんで協議して、項目を挙げて、出して、それが個別で認められたものが全体として来るのか。あるいは、いわゆる総額がどういうふうに決まるのかということが、ちょっとよく分からないところもあるんですが、そこら辺はどういうふうに決められるといたしますか。毎年決まった額になっているのか、そこら辺もちょっと説明いただけないでしょうか。

○議長（中村 敦） 暫時休憩します。

午前11時20分休憩

午前11時25分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） 貴重なお時間をいただき申し訳ございません。

過疎債のその配分等でございます。こちらについては、前年度に各市町からある程度、その翌年度に使うものの要望を県を通して国に上がって、それから、国のほうでその各県への配分が出てくると。県のほうでも、その各市町の要望額、それを元に配分を決めると。それが決まってくるのが、第1次が10月、11月頃ということになります。

現在、予算で計上している額は、例年、これぐらいの配分額はあるだろうというところで計上させていただいておりますので、ここは変動があるということをお承知おきいただきたいと思っております。

この過疎債の配分については、2次配分ということでもございますけれども、そちらが決まってくるのが遅いものですから、例年の3月補正のほうで上程をさせていただいていると。そういったような状況になってございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 770万円、今回は増えたということで。

そうなる、最初に出してた、いわゆる何人使えますというものが、プラス770万円、何か使ってもいいですよという話になるのか、あるいは、何か使ってもいいですよ、使う予算のところに配分をまた増やすのか、そこら辺はどういうふうにか配されるのかということが1点と、あと今回先ほど説明いただいた中で、田牛の防潮堤、防波堤の予算もこれ、含まれて

いるかと思うんですが、これが幾らで、これ何年続くのか。

これから工事が何年か続くと思うんですけれども、そうなってくると、いわゆる額によっては、かなり長いスパンで田牛の防潮堤の部分が占めていくのか。あるいは、それを一般会計にするのかどうか分かんないですけれども、長いスパンの工事を過疎債で使うというのは、何となくちょっと危うい感じがしないでもないですね。

というのは、過疎債を使う額が、その分だけ少なくなるわけですから、ほかのところで使いにくくなる、使えなくなるということなので、それをちょっと危惧している部分もあるんですけれども、田牛の件について、御説明いただければと思います。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） 田牛漁港海岸保全施設の整備事業、こちらのほうの借入れの予定額になりますけれども、今年度については2,370万円ということで予定をさせていただきます。

これがいつまで続くのかというところは、今、すみません、その事業費の細かい資料を手元に持っていないので、ちょっとお答えすることができません。

これを過疎債に充てるのかというところですが、過疎債については、その充当率100%で交付税措置率が70%というところで有利なものになります。これを、例えばほかの事業債とかという部分であると、例えばそっちだと交付税で見てもらえる率が低いというところで、有利なところを使っているというようなことでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志） 田牛漁港のほうを所管してございます産業振興課という立場で答弁させていただきたいと思っております。

田牛漁港につきましては、最終的に計画のほうはございますけれども、何年までにという部分、場合によりまして、国庫補助、県費の状況によりまして、遅くなるという可能性はございますけれども、その地方債におきましては、一度、過疎債を使った場合に、その事業が終わるまで過疎債をもってやらなければならないということではございません。

毎年、毎年、地方債につきましては、何でやるかと。市全体で、どの事業をどの地方債でやるのが一番有利なのかというのを計算してございますので、最終的に過疎債が足りなくなった場合には、一般公共事業とか、そういった制度債もございまして、総合的に毎年、一番有利な方法で予算計上させていただくという形になってございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員、3回目です。

○7番（岡崎大五） 最後、770万円、今年増えましたよということになってますけれども、これというのはどういうふうに、これを処理するといいますか、増えた分はどういうふうに、どこに充てられるのか、具体的に。

例えば、過疎債に今、項目が幾つか挙げられましたけれども、その中で770万円増えてきたということは、予算を組んでいた以上に770万円余分にくれたということになりますので、その770万円をどこにつけることにするのか。そこら辺はどうなっているのか、お聞かせいただけないでしょうか。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） 770万円の増額の内訳でございますが、産業振興課のほうの所管の水産業の基幹施設の整備事業補助金、これは漁協さんの行う武ガ浜浄化場の改修事業に対する補助金でございます。

そちらのほうと、あと、防災車両整備事業、これ防災安全課になりますが、自走式の小型トイレカーの購入等、そちらに充てるという形になってございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 関連で申し訳ないですけど、この6ページの地方債のこの緊防債500万円、消防車ですか、防災車って言ったらいいんでしょうか。それを過疎債のほうに切り替えているわけですが、なぜ切り替えたのか。どういう理由で切り替えたのかと。切り替えたほうが、どういう点が有利になるとか、つじつまがあうとかということがあろうかと思うんですが、その点をまずお尋ねしたいと思います。

それから、13ページの市有財産の歳入減ですが、50万4,000円。16款1項1目の財産収入ですが、この大浦の樋村邸の三菱地所さんの契約を解除して、その減額ということではないかと思うんですが、この減額と、今後、樋村邸をどういう具合にされていくのかということを含めて、お尋ねしたいと思います。一定のこの歳入の見込みが立つのか、立たないのかというようなことを含めて、お尋ねしたいと思います。

なお、この13ページの14款2項2目と申したらいいんでしょうか。物価高騰重点地方臨時交付金が7,234万9,000円、それから、その下の新しい地方経済・生活環境云々で983万3,000円、それぞれ支出のほうに対応しているものかと思いますが、新たな対象者が増えたので増

額ということですが、そこら辺の事情をもう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） まず、13ページの14款の物価高騰対応重点地方債臨時交付金については、歳出のほうでも説明があったと思うんですが、福祉事務所が所管する物価高騰対応重点支援給付金、当初、未算定部分だった不足分について対応するものでございます。

福祉事務所の物価高騰対応重点給付金に充当するものでございます。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（大原清志） 私からは、市有財産貸付収入について、答弁させていただきます。

こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり、三菱地所とのワーケーションの拠点施設の契約が7月末をもって解約されることに伴い、貸付料につきましても減額するものでございます。

今、月6万3,030円掛ける12か月で当初予算のほうを組んであったところを、6万3,030円掛ける4か月分を減額するというものでございます。

同様に、歳出予算のほうで、ポータルサイトのほうの減額につきましても、三菱地所のほうにワーケーションの関係のポータルサイトのほうを委託したんですけれども、そちらのほうにつきましても、7月以降の分、8月以降の分について減額するというものでございます。

あと、こちらのワーケーション施設の今後の活用につきましては、まだ検討中でございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） 6ページの防災車両の整備事業の減額でございます。

こちらのほう、当初、緊急防災・減災事業債として借入れ予定だったものを、過疎対策事業債に振り替えるというような御説明を先ほどさせていただきましたが、この理由としまして、この事業について、国庫補助金の新しい地方経済・生活環境創生交付金、こちらの採択を受けたというところで、この国庫補助金の裏に、この緊急防災・減災事業債を充てることできないというルールがございますので、内容的には、充当率が100%で、交付税算入率70%ということで、同様なんですけれども、起債の内容は。そういうことで振替を行っているというものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（藤井数仁） 補正予算書の13ページの国庫補助金のお話があったかと思えます。983万3,000円、新しい地方経済・生活環境創生交付金ですね。

この983万3,000円と15款の県支出金、この中で地震津波対策等減災交付金というのがあるんですけども、もともとこちらの15款のほうで様々な資機材メニューをそろえる予定だったんですけども、14款のほうで、国のほうの、先ほど採択を受けたという話がありましたけども、こちらのほうで受けるということになりましたので、県支出金のほうを減らして、国のほうが増えていると。

ただ、新しく、先ほど井戸の話があったと思うんですけども、それは県のほうの交付金の、また新たにプラスアルファを加えたり、ちょっと相殺部分があったりとかしますので、ちょっとそのプラスアルファとかありますけれども、そういった事情で、この14款と15款の差引きが出ている状況でございます。

以上です。また、委員会のほうでも詳しく整理したいと思います。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 予算書の19ページの、そうしますと、この上のほうの民生費の3款1項1目の19ページの物価高騰重点支援給付金不足額給付ということで7,000万円ほど出ておりますが、この内容をお知らせいただきたいということと、そういう意味では、その真ん中頃に介護保険の物価のほうは100万円の増額をしておりますが、医療費のほうは、この100万円の減額という形になっていようかと思っておりますが、こちら辺は何か関係があるのか。どうしてこの医療費の支援が100万円減額になっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（加藤晶子） 19ページにございます3款1項1目の18節物価高騰対応重点支援給付金の不足額給付分の7,000万円でございますけれども、こちらは、令和6年分の所得税額等の確定に伴い、令和6年度中に定額減税し切れなかった方々への調整給付でございます。

去年度のうちに3,619世帯に対して給付を行っておりますが、そのうちの2,000世帯を見込んでおります。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（芹澤直人） 私のほうからは、補正予算書の19ページの1420事業、介護保険

施設等対策事業で100万円の増と、その下の2000事業、保健衛生総務事務の100万円の減額の補正についての関連というところでございますが。

予算を組換えということでございますけれども、当初予算でお認めいただきました介護保険施設ですとか、医療機関の施設に対する物価高騰対策支援金、これについて、予算執行をしていく中で、支援金のほう、食糧費の加算の見直しをいたしまして、そちらのほう、物価高を考慮いたしまして、1人当たり、1万1,000円としていたところを、1万5,000円と見直したところ、介護保険のほうの予算のほうに不足が生じるということになりまして、医療機関のほうの支援金の予算のほうから100万円を、こちらを減らしまして、介護のほうの予算額を増やすというような組替えを行うものでございます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 13ページの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の7,234万9,000円については、沢登議員から今、御指摘があったように、19ページの介護保険施設等対策事業と、2000の保健衛生総務事務の両方とも過疎対になっていました。これが、・・・になっております。

そして、同じく19ページの物価高騰対応重点支援給付金、3万円とありますが、前のページを見ていただいて、17ページ、1022物価高騰対応重点支援給付金事業7,234万9,000円となっております。過疎債の対象はこれら事務費も含んだ総額となっております。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 23ページの教育委員会の下田市スポーツコミッション補助金ということで、新しくこの下田スポーツコミッションという組織ができて、サーフィンの指導を受けるということですが、いつつくって、どういう方々が、何人ぐらいこのコミッションをつくられているのか、お尋ねしたいと思います。

その活動がどういう活動になるのか、併せてお尋ねします。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増山順一郎） 御質問いただきました下田市のスポーツコミッション、こちらにつきましては、もともとは令和5年度の行政及びスポーツ団体で組織しました下田市のスポーツ合宿大会誘致推進協議会、こちらをスポーツコミッションというふうに位置づけたものになっておりまして、目的としましては、スポーツを地域の活性化、まちづくりに活用するというので、官民一体という形で、構成としましては現状、下田市と体育協会、観光

協会、振興公社、地域おこし協力隊が一体となって地域の振興のためにスポーツ大会ですとか、合宿の誘致、そういったものを目的に活動を行うということで、本年4月から本格的な活動をしておるところです。

本年度の事業としましては、情報発信ですとか、誘致した大会の支援、合宿誘致、マリンスポーツの復旧、そういった部分を目的に事業を行っていくというところであります。

以上であります。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 補正予算書の概要の歳入の部分、6、7ページです。

生涯学習課のスポーツまちづくり事業費補助金ということで105万円ございますが、補正の歳入の部分ではそれぞれ違うところに出ているということで、一つ目が9ページの2款1項8目政策推進事業、車の借り上げ料で、もう一つが11ページの生涯学習課、9款5項1目のスポーツコミッション補助金ということで、この県の補助制度が、補助率、幾つというところをまず確認したいのと、さきにございました企画課の車借り上げ料というものが、このスポーツまちづくり事業に資する事業を想定しているのか、もう少し大学連携ということで詳しく教えていただければと思います。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増山順一郎） まず、御質問いただきましたスポーツまちづくり事業、こちらのほうは静岡県がスポーツ資源を活用したまちづくりに取り組む市町を支援する制度ということでありまして、そちらのほうに私どもの事業が採択されていると。

補助率のほうは、事業費の2分の1、基本は2分の1となっております。

以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 車の借り上げ料につきましては、車両ですね。借り上げ料につきましては、今後、大学と連携する際、今、候補で上がっているのは上智大学とか玉川学園なんですけど、そういった教授さんと学生さんたちが下田を訪れて、歴史だとか小中学生との交流などなど、今企画を立てております。その際に市内を回るときのマイクロバス等の借り上げに今回、議会分を計上させていただいているところでございます。

失礼いたしました。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） スポーツまちづくり事業費補助金で105万円入りまして、そのうち50万円が下田市スポーツコミッション補助金、100万円のうちの2分の1、50万円出まして、残りの55万円が、予算説明書でいきますと、16、17ページの0248政策推進事業、車借り上げ料ということで、入りが国県支出金55万円増えて、出が30万円というところで、これ2分の1補助に該当するのかどうかというところはちょっと疑問が残るところと、上智大学、玉川学園の学生さんが歴史等でマイクロバスを借りることが、スポーツまちづくり事業費補助金の対象事業となるかどうかというところが若干疑問が残りますが、この2点について、御説明いただければと思います。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 失礼いたしました。

こちらの生涯学習の補助金を充当しているのは、サーフシティ構想に、新たにこの補助金がつくので、予算上、支出の額が変わってないので計上されておられません。だけど、財源の内訳が変更されて、55万円をサーフシティ構想の業務委託に充当するという組立てになっております。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） また、ちょっと詳細は、総務文教委員会のほうでお願いしたいと思いますが、サーフシティ構想の推進委員会の中の事業費の予算の組替えがあったという認識でさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第48号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、議第49号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 下田配水池のこの土地用地を購入するという、こういう内容かと思いますが、そうしますと、地目はどういう地目で、どれだけの面積を購入することになるのかと。

それから、近傍の同種のこの山地や雑種地と比べて、あるいは鑑定等はどのような具合になっているのか。これからやるということなのか。既に、前に一定のこの経過があったかと思えますので、それらの鑑定を参考にして予算化しているのかを併せてお尋ねしたいと思います。

私としては、この土地は水道用地として購入しておいたほうがよろしいという具合に考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） ありがとうございます。

まず、予算につきましては、平成25年に鑑定をしまして、その時が、1,069万円の鑑定が一度出ていますので、1,100万円の予算を要求させていただきました。

それと、鑑定につきましては、現在、鑑定のほうは土地鑑定に出してございまして、まだ結果が出ていない状態です。

地目につきましては、原野と山林で、平米数としましては、約1万1,000平米ということになります。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 説明書の6ページ、7ページから8ページと9ページということで、今回は土地の購入、用地購入予定に伴う貸借対照表であったり、キャッシュフロー計算書の見直しということだと思うんですが、課長からの説明ですと、現状の説明だけということで、それによって比較増減貸借対照表というんですかね。比較した場合、この貸借対照表がどのように変わったか、キャッシュフロー計算書がどのように変わったかという本会議の説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） 貸借対照表につきましては、ちょっと当初予算書を持ってきていませんので、どこがどう変わったというのは言えない部分はあるんですが。

6ページの土地の部分ですね。これが1億1,100万円増えているという形です。

キャッシュフロー等については、すみません、委員会のほうで答えさせてもらうというこ

とでよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第49号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

---

○議長（中村 敦） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

21、22日は休会とし、23日にそれぞれの常任委員会の審査をお願いし、25日午前10時から本会議を開催いたしますので御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

午前11時54分散会